


東海労 関西	2022年 12月4日 第941号	JR東海労新幹線関西地方本部 発行責任者 笹田 伸治 編集責任者 教 宣 部	
---------------	-------------------------	--	---

年休取得に診断書は要らない！

損害賠償請求を提訴！

11月29日、JR東海労働組合の組合員である船出和幸さんは、大阪地方裁判所に、損害賠償請求を提訴しました。

原告の船出さんは、病気治療のために年次有給休暇を取得した際に、被告ら(上田助役、安達助役、桶谷助役)から診断書の提出を強要されました。被告らの行為は、JR東海会社の就業規則を恣意的に解釈し、年休の法的根拠をも曲解して、原告である船出さんの年休権および人格権を侵害するもので、絶対に許されるものではありません。

欠勤と年休を一緒にするな！

被告らは、JR東海会社の就業規則に基づき『傷病により5日を超えて欠勤した』場合は診断書の提出を求める」として、診断書の提出を強要したことを正当化していますが、そもそも、傷病を理由に欠勤すること(いわゆる病欠)と、労働基準法によって保障された年休とは法的性格が異なります。

年休取得に理由や証明など必要ない！

また、年休を取得するのに理由や証明など必要ありません。たとえ取得した年休が、病気治療を目的にしたものであったとしても、年休と欠勤を同一視して、就業規則を恣意的に解釈して、診断書の提出を強要したことは、明らかな不法行為です。

「5日を超えて」とは、6日以上だ！

また、被告らが主張する、就業規則の「傷病により5日を超えて欠勤した」とは、当然にも6日以上をいうのであり、船出さんが実際に年休を取得したのは5日間であるから、被告らによる診断書提出の強要は、被告らの主張をもってしても成立しません。

私たちJR東海労は、年休取得が正常に行えるように、船出さんと共に闘っていきます！！